

Weekly Report

第603日号
令和3年5月31日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

インボス制度に関するQ&A

令和5年10月から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されることに伴い、本年10月から「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が始まります。

◆Q&A

Q. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは?

A. 現行、課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要ですが、令和5年10月から区分記載請求書等の保存に代えて、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が要件となります。

Q. 適格請求書とは?

A. 適格請求書とは、現行の区分記載請求書に「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載を追加した書類(請求書、納品書等)をいい、交付できるのは登録を受けた適格請求書発行事業者に限られます。なお、適格請求書発行事業者には、取引相手(課税事業者に限る)の求めに応じて適格請求書を交付する義務が課せられます。

Q. 適格請求書発行事業者の登録を受けるには?

A. 所轄税務署長に登録申請書を提出する必要があり、本年10月から登録申請書の受付が開始されます。なお、登録できるのは課税事業者に限られます。

Q. 適格請求書発行事業者の登録は義務?

A. 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。ただし、登録を受けない場合は、適格請求書の交付ができないため、取引先が仕入税額控除を行えません。

Q. 免税事業者等からの仕入れはどうなる?

A. 制度導入後6年間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなす経過措置が設けられます。

従業員の感染予防費用を負担した場合

新型コロナの感染予防対策として、従業員が負担した勤務時に使用するマスク等の消耗品の購入費や、業務命令により受けたPCR検査費用などの業務に通常必要な費用について、その費用を精算する方法(従業員から領収書等の提出を受けて費用を精算)により、企業が従業員に対して支給した一定の金銭は、給与として課税されません(企業がマスク等を直接配布する場合や検査機関等に直接支払う場合も同様)。

ただし、勤務とは関係なく使用するマスク等の消耗品費や従業員の自己判断により受けたPCR検査費用など、業務に通常必要な費用以外について支給した場合は、給与として課税対象です。

★★★6月のチェックポイント★★★

※6月支給の給与から、新年度個人住民税の特別徴収が始まるので、各社員の住所地から通知された税額を賃金台帳に記入し徴収に備えます。

※健保・厚年の「算定基礎届」の提出期限は、7月12日(月)なので早めに準備します。

※6月から労働保険の「年度更新手続き」の受付が始まり7月12日(月)が最終期限です。

※6月は全国安全週間(7月1日~7日)の準備月間。今年のスローガンは「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」です。